

身近におきる
慶弔・見舞い事…、
そんな時に
支払われる
制度です。

ファミリーヘルパー



勤労者互助会保険

とくちょう

- ① 月々わずかな保険料で、幅広い慶弔・見舞い事に給付します。
- ② 事業主や従業員の福利厚生に最適です。
- ③ 助け合い制度なので、加入や請求の手続きが簡単です。
- ④ 市町村の勤労者互助会が受付窓口なので安心です。

加入できる人

勤労者互助会の会員であれば、加入することができます。

(注)新規で加入できる年齢は満15歳～満70歳です。継続すると満80歳まで加入することができます。

保障のはじまり

右記の方法で申し込みをして加入が受けられると、原則として手続きをした日の翌月1日より保障がはじまります。

給付金の請求とお支払い

支払事由が発生した場合には、勤労者互助会に連絡していただき、所定の用紙で請求してください。

(注)事故の報告や請求の手続きが遅れると、お支払いが遅れたり支払われない場合がありますので、ご注意ください。

給付金が減額される時

会員の病気による死亡の場合で、年齢が満70歳以上、または初回発効日から1年以内のときは所定額の50%を減額して支払います。

※初回発効日とは、継続する保険期間の最初に契約が成立した日をいいます。

給付金が支払われない時

1. 会員または給付金受取人の故意または重大な過失によって支払事由が生じたとき
2. 会員の犯罪行為によって支払事由が生じたとき
3. 会員が初回発効日から3年以内に自殺によって死亡したとき
4. 事由発生日から3年以上経過したとき
5. 加入申込書や給付金請求書等に不実の記載があったとき

勤労者互助会とは…

中小企業等で働く皆様の生活と福利厚生をお手伝いするために各市町村ごとに設置され、保険事業や各種レクリエーション、会員向けのサービス活動などを行っています。

お申し込み方法

加入を希望される方や事業主は、下記の勤労者互助会に連絡してください。

勤労者互助会が、互助会の活動内容とファミリーヘルパーについて説明します。

所定の加入申込書に事業所名と会員になられる方の氏名、生年月日などを記入していただき、初回の会費(保険料等)を添えて、勤労者互助会窓口へ提出してください。

これで申し込みは完了します。

お問い合わせ・お申し込みは

二本松市勤労者互助会 (二本松市産業部商工課内)

〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1
TEL 0243-55-5120

ファミリーヘルパー(A型) 給付金および保険料表

(単位:円)

支払事由	契約型等		契約型	内容説明	
			A型		
	死亡	会員	病気による※	150,000円	会員、会員の配偶者(内縁関係を含む)、会員の子(妊娠7ヶ月以上)、会員の親(実父母、養父母、継父母、義父母)が死亡したとき ※会員が病気により死亡した場合で、満70歳以上または初回発効日から1年以内は50%削減
			不慮の事故等による	500,000円	
		配偶者		100,000円	
		子		50,000円	
		親		15,000円	
	重度障害	病気による※	150,000円	会員が労働者災害補償保険法に準じた「身体障害等級別支払割合表」の身体障害に該当し、症状が固定したとき ※会員が病気により重度障害となった場合で、満70歳以上または初回発効日から1年以内は50%削減	
		不慮の事故等による	500,000円		
	障害	不慮の事故等による	450,000円～20,000円		
	傷病休業	休業30日以上	10,000円	会員が傷病により連続して30日以上、90日以上休業したとき	
		休業90日以上(上記に加算)	20,000円		
	火災等	全焼・全壊	600,000円	会員の居住する建物が火災等または自然災害によって損害を被ったとき <火災等> 火災、落雷、破裂・爆発、車両の衝突、航空機の墜落、その他不慮の人為的災害 <自然災害> 暴風雨、突風、台風、高潮、洪水、雪崩、地震、津波、噴火など	
		半焼・半壊	420,000円		
		一部焼・一部壊	180,000円以内		
	自然災害	全壊・流失	200,000円		
		半壊	100,000円		
		一部壊	20,000円以内		
床上浸水	40,000円以内				
	結婚祝金		25,000円	会員が法律上の婚姻をしたとき(内縁関係は含みません)	
	出生祝金		15,000円	会員と会員の配偶者(内縁関係を含む)との間に子供が生まれたとき	
	就学	子の小学校入学	10,000円	会員と生計を一にする会員の子(養子、継子を含む)が小学校、中学校に入学したとき	
		子の中学校入学	10,000円		
	二十歳祝金(満20歳)		10,000円	会員が満20歳になったとき	
	還暦祝金(満60歳)		10,000円	会員が満60歳になったとき	
	銀婚祝金(結婚25周年)		10,000円	会員が法律上の婚姻から25周年(銀婚)になったとき	
	退会餞別金(5年以上)		10,000円	会員がこの保険に5年以上継続加入して退会するとき	
保険料(月額)			500円		



あいきょうさい
一般財団法人 福島県民共済会

〒960-8042 福島市荒町1番21号 協働会館内
TEL 024-521-3392 FAX 024-521-6841

0120-655-322
ホームページ <https://www.i-kyosai.or.jp>

福島県民共済会(愛称:あいきょうさい)は、1973年に県民が健康で明るく暮らせるようお手伝いをするために設立され、特定保険業(団体火災見舞金保険・医療扶助保険・勤労者互助会保険・医療保険センチュリー)を中心に無料法律相談会、各種カルチャー教室、講演会の開催、さらには、けんみん葬祭による葬祭事業などを通して”助け合いの輪”を県内各地に広めています。